

畳類の表示に関する公正競争規約（案）

平成 28 年 11 月 14 日修正版 畳類公正競争規約作成連絡会

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。)第 31 条第 1 項の規定に基づき、畳類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第 2 条 事業者は、前条の目的を達成するため、畳類の品質等が、外見からは一般消費者に容易に判別できないことに配慮し、これらに関する情報や取引条件等について表示するとともに、一般消費者に正しくかつ十分に説明するなどにより、その正しい選択と安定した使用が確保されるように努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規約において「畳類」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 畳</p> <p>(2) 畳表</p> <p>(3) 畳床</p>	<p>第 1 条 畳類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「畳」とは、畳床に畳表を縫い付け又は貼り付けたものであって、注文によって畳敷き部分を探寸し、割り付け、製造加工及び敷き込みして使用するものをいう。</p> <p>2 「畳」には、J I S A 5902 で定められた厚さ 55 ミリ及び 60 ミリの「畳」のほか、厚さ 12 ミリ以上 55 ミリ未満の「薄畳」を含むものとし、置き畳は含まないものとする。</p> <p>第 2 条 規約第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「畳表」とは、いぐさ、七島い、その他いぐさ状の素材を緯とし、糸を経として製織したものであって、畳床の表面に縫い付け又は貼り付けて使用するものをいう。</p> <p>第 3 条 規約第 3 条第 1 項第 3 号に規定する「畳床」とは、畳の芯（本体部分）になるもので、稲わら、押出法ポリスチレンフォーム断熱材及びタタミボード（主に木材などの繊維を形成したもの）等を材料として製造されたものをいう。</p>

2 この規約において「畳工事」とは、畳の採寸、割り付け、製造加工、敷き込みまでを一貫して行うことをいい、「表替え」、「裏返し」を行う場合も含むものとする。

3 この規約において「事業者」とは、以下に掲げる者をいう。

- (1) 第3項に定める「畳工事」を行う者（以下「畳製造販売業者」という。）
- (2) いぐさ・七島いを生産する者
- (3) 畳表及び畳床を製造する者
- (4) いぐさ・七島い、畳表及び畳床を輸入する者
- (5) いぐさ・七島い、畳表及び畳床を販売する者

4 この規約において「工務店等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条による建設工事を行う工務店、ハウスメーカー、ホームセンター、不動産業者、総合建設業者等（畳製造販売業者を除く。）をいい、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に基づく建築士を含む。

5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する畳類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 商品による広告その他の表示及びこれに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、カタログ、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は

2 「畳床」のうち、稲わらを材料として製造されたもの、稲わらと押出法ポリスチレンフォーム断熱材を材料として製造されたもの及び稲わらとタタミボードを材料として製造されたものは、J I S A 5901を満たすものとし、また、タタミボード及び押出法ポリスチレンフォーム断熱材を材料として製造されたものは、J I S A 5914を満たすものとする。ただし、第1条第2項の「薄畳」に使用するものにあつてはこの限りでない。

第4条 規約第3条第2項に規定する「表替え」とは、現に使用している畳床を用い、畳表を新調して行う製造加工をいい、「裏返し」とは、現に使用している畳床と畳表を用い、畳表を裏返して行う製造加工をいう。

電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告

(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

6 この規約において「種類又は記号」とは、日本工業規格(以下「J I S」という。) A 5902における畳の種類又は記号及びJ I S A 5901、A 5914における畳床の種類又は記号をいう。

(店頭等における必要表示事項)

第4条 畳製造販売業者は、畳工事に関して、店頭又は展示場において表示する場合は、次の各号に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。

(1) 新畳

ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

イ 品名(新畳、表替え、裏返しの別)

ウ 畳表の素材名及び製造国名(いぐさ・七島いを原料とする畳表の場合は、併せていぐさ・七島い産地名を記載)

エ 畳床の素材名及び製造国名

オ 一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格

(2) 表替え

ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

イ 品名(新畳、表替え、裏返しの別)

ウ 畳表の素材名及び製造国名(いぐさ・七島いを原料とする畳表の場合は、併せていぐさ・七島い産地名を記載)

エ 一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格

(3) 裏返し

ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

イ 品名(新畳、表替え、裏返しの別)

ウ 一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格

(チラシ等における必要表示事項)

第5条 畳製造販売業者は、畳工事に関して、新聞、雑誌、チラシ、テレビ・ラジオ及びインターネット等において表示する場合は、次の各号

第5条 規約第4条第1項に規定する「新畳」(以下、「新畳」という。)とは、新規の畳表及び畳床を用いて製造加工した畳をいう。

第6条 規約第4条第1項及び第5条第1項に規定する「一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格」は、規約第3条第2項で規定する「畳工事」に係る費用を畳1枚あたりに換算したものとす

る。また、敷き込みに係る費用などが別建てになっている場合には、それぞれを併記するものとする。

第7条 規約第5条における必要表示事項のうち「一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格」については、テレビ・ラジオにおける広告の場合

に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。

(1) 新畳

- ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- イ 品名（新畳、表替え、裏返しの別）
- ウ 畳表の素材名及び製造国名（いぐさ・七島いを原料とする畳表の場合は、併せていぐさ・七島い産地名を記載）
- エ 畳床の素材名及び製造国名
- オ 一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格

(2) 表替え

- ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- イ 品名（新畳、表替え、裏返しの別）
- ウ 畳表の素材名及び製造国名（いぐさ・七島いを原料とする畳表の場合は、併せていぐさ・七島い産地名を記載）
- エ 一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格

(3) 裏返し

- ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- イ 品名（新畳、表替え、裏返しの別）
- ウ 一般消費者が支払う畳1枚あたりの価格

(商品説明書の発行)

第6条 畳製造販売業者は、畳工事の受注段階で、一般消費者又は工務店等に以下の事項を邦文で明瞭に表示した商品説明書を発行しなければならない。

(1) 畳

- ア 製造者の氏名又は名称及び住所
- イ 製造加工方法
- ウ 厚さ
- エ 品名（新畳、表替え、裏返しの別）
- オ 畳製造販売業者における表面加工の有無、加工目的、加工方法及び使用資材（薬剤を含む）
- カ 畳製作技能士の有無（「有」の場合は登録番号）

キ 製造工程管理責任者の有無（「有」の場合は登録番号）

に限り、価格は表示しなくてよいものとする。

第8条 規約第6条に規定する商品説明書の必要表示事項の詳細については、別表のとおりとする。

第9条 規約第6条第1項第1号カに規定する「畳製作技能士」とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に基づく畳製作技能検定試験に合格し、厚生労働大臣又は都道府県知事より技能士証が交付された者をいう。

第10条 規約第6条第1項第1号キに規定する「製造工程管理責任者」とは、日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年3月30

日厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号)第2条第5号ロ(2)に規定される品質管理責任者の他、それらの者に準じる知見を有することを公的機関より認定された者をいう。

ク 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先

第11条 規約第6条第1項については、表替えの場合には第4号に関する表示を、裏返しの場合には第2号から第4号に関する表示を行わないものとする。

(2) 畳表(いぐさ・七島いを素材とするもの)

ア 畳表の素材の名称

イ 経糸の素材の名称

ウ 畳表の原料のいぐさ・七島いの産地名(外国産の場合は原産国名)

エ 製織地名(外国産の場合は製織国名)

オ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材(薬剤、着色剤を含む)

カ QRコード付きタグの有無(国産の畳表の場合のみ)

(3) その他の畳表(いぐさ・七島い以外を素材とするもの)

ア 畳表の素材の名称

イ 経糸の素材の名称

ウ 製造国名

エ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材(薬剤、着色剤を含む)

(4) 畳床

ア 種類又は記号

第12条 規約第6条第1項第4号アについて、JIS認証を受けていない場合には、材料、構造及び標準寸法を表示するものとする。

イ 防虫処理を行っている場合のその方法

ウ JIS認証の有無(「有」の場合はJIS認証番号)

(5) 一般消費者が支払う畳工事の総額

第13条 規約第6条第1項第5号については、発注者が工務店等の場合は表示しなくてよいものとする。

(商品説明書の説明)

第7条 畳製造販売業者は、前条に規定する商品説明書を発行した場合には、一般消費者及び工務店等にその内容を説明しなければならない。

2 工務店等から畳工事の依頼を受けた畳製造販売業者は、当該工務店等に対し、前条に規定する内容を畳工事の受注段階で一般消費者に示すよう要請に努めなければならない。

(納入仕様書の発行)

第8条 畳製造販売業者は、一般消費者及び工務店等から畳工事の注文を受け、畳を敷き込む段階で、以下の事項を邦文で明瞭に表示した納入仕様書を畳に添えて発行しなければならない。

(1) 畳

- ア 製造者の氏名又は名称及び住所
- イ 製造加工方法
- ウ 厚さ
- エ 品名（新畳、表替え、裏返しの別）
- オ 畳製造販売業者における表面加工の有無、加工目的、加工方法及び使用資材（薬剤を含む）
- カ 畳製作技能士の資格の有無（「有」の場合は登録番号）
- キ 製造工程管理責任者の有無（「有」の場合は登録番号）
- ク 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先

(2) 畳表（いぐさ・七島いを原料とするもの）

- ア 畳表の素材の名称
- イ 経糸の素材の名称
- ウ 畳表の原料のいぐさ・七島いの産地名（外国産の場合は原産国名）
- エ 製織地名（外国産の場合は製織国名）
- オ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）
- カ QRコード付きタグの有無（国産の畳表の場合のみ）

(3) その他の畳表（いぐさ・七島い以外を原料とするもの）

- ア 畳表の素材の名称
- イ 経糸の素材の名称
- ウ 製造国名
- エ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）

(4) 畳床

- ア 種類又は記号

- イ 畳床の製造者の氏名又は名称
- ウ 防虫処理を行っている場合のその方法
- エ J I S 認証の有無（「有」の場合は J I S 認証番号）

(5) 一般消費者が支払う畳工事の総額

2 工務店等から畳工事の依頼を受けた畳製造販売業者は、当該工務店等に対し、第1項に規定

第14条 規約第8条に規定する納入仕様書の必要表示事項の詳細については、別表のとおりとする。

第15条 規約第8条第1項については、表替えの場合には第4号に関する表示を、裏返しの場合には第2号から第4号に関する表示を行わないものとする。

第16条 規約第8条第1項第4号アについて、J I S 認証を受けていない場合には、材料、構造及び標準寸法を表示するものとする。

第17条 規約第8条第1項第5号については、発注者が工務店等の場合は表示しなくてよいものとする

する内容を畳工事の施工後に一般消費者に示すよう要請に努めなければならない。

(畳への表示事項)

第9条 畳製造販売業者は、一般消費者及び工務店等から注文を受け畳を敷き込む際には、「畳類公正取引協議会会員証紙」（以下「会員証紙」という。）に次の各号に掲げる事項を記載するとともに、第20条第1項で規定する「公正マーク」を表示のうえ、畳1枚ごとに貼付けなければならない。

(1) 新畳

- ア 畳、畳表及び畳床の種類又は記号
- イ 畳の製造年月又はその略号
- ウ 畳の製造業者名又はその略号
- エ 方書き

(2) 表替え

- ア 畳及び畳表の種類又は記号
- イ 畳の製造年月又はその略号
- ウ 畳の製造業者名又はその略号

(3) 裏返し

- ア 畳の種類又は記号
- イ 畳の製造年月又はその略号
- ウ 畳の製造業者名又はその略号

2 会員証紙の表示は、畳の裏面中央付近に貼付けて行うものとする。また、この場合、既に会員証紙が貼付けられている場合は、その証紙を剥離する又はその上に貼付するなどにより、一般消費者が明確に判別できるようにしなければならない。

(出荷証明書の必要表示事項)

第10条 畳表を製造又は輸入した事業者が畳表の譲渡しを行う場合には、次に掲げる事項を記載した出荷証明書を作成しなければならない。

(1) 畳表（いぐさ・七島いを原料とするもの）

を輸入した事業者

- ア 畳表の素材の名称
- イ 経糸の素材の名称
- ウ 畳表の原料のいぐさ・七島いの原産国名
- エ 製織国名
- オ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）

第18条 規約第9条第1項第1号から第4号のAについて、J I S 認証を受けていない場合には、材料、構造及び標準寸法を表示するものとする。

2 前項の様式については別に定めることとする。

第19条 規約第9条第1項第1号エに規定する「方書き」については、畳本体の裏面に記載するものとする。

第20条 規約第9条第2項の規定については、一般消費者及び工務店等の了解を得た場合には、畳の裏面中央付近以外にも貼付けることができるものとする。

第21条 規約第10条に規定する「出荷証明書」は、取引の1出荷単位ごとに作成するものとする。

第22条 規約第10条第1項、第2項及び第3項の出荷証明書は、同項に掲げる事項が記載された納品書をもって代えることができるものとする。

カ 輸入者の氏名又は名称

キ 出荷年月日

ク 管理番号

ケ 出荷枚数

(2) 畳表（いぐさ・七島いを原料とするもの）を製造した事業者

ア 畳表の素材の名称

イ 経糸の素材の名称

ウ 畳表の原料のいぐさ・七島いの産地名

エ 製織地名

オ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）

カ QRコード付きタグの有無

キ 製織者の氏名又は名称

ク 出荷年月日

ケ 製品ロット番号

コ 出荷枚数

(3) その他の畳表（いぐさ・七島い以外を原料とするもの）を製造・輸入した事業者

ア 畳表の素材の名称

イ 経糸の素材の名称

ウ 製造国名

エ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）

オ 製造者（輸入品の場合は輸入者）の氏名又は名称

カ 出荷年月日

キ 管理番号

ク 出荷枚数

2 畳床を製造又は輸入した事業者が畳床の譲渡を行う場合には、次に掲げる事項を記載した出荷証明書を作成しなければならない。また、出荷証明書と同じ内容を記載した証紙を畳床1枚ごとに貼付しなければならない。

ア 種類又は記号

イ 畳床の製造者の氏名又は名称

ウ 防虫処理を行っている場合の、その方法

エ J I S 認証の有無（「有」の場合は J I S 認証番号）

3 いぐさ・七島いを生産又は輸入した事業者がいぐさ・七島いの譲渡を行う場合には、次に掲げる事項を記載した出荷証明書を作成しなければならない。

ア 産地名（輸入品の場合は原産国名）

イ 生産者（輸入品の場合は輸入者）の氏名又は名称

第 23 条 規約第 10 条第 2 項アについて、J I S 認証を受けていない場合には、材料、構造及び標準寸法を表示するものとする。

(畳類を他の事業者へ譲渡しをした場合の出荷証明書の受渡し)

第11条 畳表を他の事業者へ譲渡しをした事業者は、第10条第1項に規定する出荷証明書の内容を取引相手の事業者へ伝達しなければならない。

2 畳床を他の事業者へ譲渡しをした事業者は、第10条第2項に規定する出荷証明書の内容を取引相手の事業者へ伝達しなければならない。

3 いぐさ・七島いを他の事業者へ譲渡しをした事業者は、第10条第3項に規定する出荷証明書の内容を取引相手の事業者へ伝達しなければならない。

4 第1項から前項までに規定する事業者は、出荷証明書の内容を取引相手の事業者へ伝達する際に、この規約の遵守状況を検証するために必要な識別番号または符号を記載しなければならない。

(畳類を他の事業者へ譲渡しをした場合の記録の作成、保存)

第12条 いぐさ・七島いを他の事業者へ譲渡しをした事業者は、施行規則で定めるところにより、以下の事項を記録し、5年間保存しなければならない。

- (1) いぐさ・七島いを生産・輸入した事業者
 - ア 譲渡しをしいぐさ・七島いの数量
 - イ 譲渡しをした年月日若しくは搬出をした年月日
 - ウ 譲渡しをした相手方の氏名又は名称
- (2) いぐさ・七島いを販売した事業者(前号の事業者を除く)
 - ア 譲受け又は譲渡しをしいぐさ・七島いの数量
 - イ 譲受け又は譲渡しをした年月日若しくは搬入又は搬出をした年月日
 - ウ 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称

2 いぐさ・七島いを譲受け畳表を製造した事業者は、いぐさ・七島いを生産・輸入した事業者から受渡された出荷証明書を5年間保存しなければならない。

3 畳表を他の事業者へ譲渡しをした事業者は、

第24条 規約第11条第1項から第3項に規定する出荷証明書の内容の伝達は、取引の1出荷単位ごとに行うものとする。

第25条 前条に規定する出荷証明書の内容の伝達については、1取引で譲受けた畳表、畳床及びいぐさ・七島いを分割して他の事業者へ譲渡しをする場合は、分割した荷ごとに出荷証明書の内容を伝達するものとし、その際、当該書類を複写して取引相手に伝達することができるものとする。

第26条 規約第12条の規定に基づく記録は、次に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 取引の1出荷単位ごとに作成する。
- (2) 書面又は電磁媒体により作成する。
- (3) 事務所、事業場又は店舗ごとに作成する。
ただし、主たる事務所において記録を一括して保存している場合等であって、主たる事務所に照会することにより、当該記録を速やかに確認することができる場合は、一括して作成することができるものとする。
- (4) 返品その他の事由により取引情報等の記録に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて記録を変更するものとする。

施行規則で定めるところにより、以下の事項を記録し、5年間保存しなければならない。

- (1) 畳表（いぐさ・七島いを原料とするもの）を輸入した事業者
 - ア 譲渡しをした畳表の数量
 - イ 譲渡しをした相手方の氏名又は名称
 - ウ 出荷年月日
 - エ 種類、規格、表面加工の有無
 - オ 管理番号
- (2) 畳表（いぐさ・七島いを原料とするもの）を製造した事業者
 - ア 譲渡しをした畳表の数量
 - イ 譲渡しをした相手方の氏名又は名称
 - ウ 出荷年月日
 - エ 種類、規格、表面加工の有無
 - オ 製品ロット番号
 - カ 譲受けをしたいぐさ・七島いの数量
 - キ 譲受けをした年月日若しくは搬入をした年月日
 - ク 譲受けをした相手方の氏名又は名称
- (3) その他の畳表（いぐさ・七島い以外を原料とするもの）を製造・輸入した事業者
 - ア 譲渡しをした畳表の数量
 - イ 譲渡しをした相手方の氏名又は名称
 - ウ 出荷年月日
 - エ 種類、規格、表面加工の有無
 - オ 管理番号
- (4) 畳表を販売した事業者（第1号から第3号の事業者を除く）
 - ア 譲受け又は譲渡しをした畳表の数量
 - イ 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称
 - ウ 譲受け又は譲渡しをした年月日若しくは搬入又は搬出をした年月日
 - エ 譲受け又は譲渡しをした畳表の取引伝票番号
 - オ 譲受け又は譲渡しをした畳表の製織者、製造者又は輸入者の氏名又は名称及び出荷証明書に記載されているロット番号（国内で製織された場合に限る。）
 - カ 流通段階で表面加工がされた場合は、その方法、内容

4 畳床を他の事業者へ譲渡しをした事業者は、施行規則で定めるところにより、以下の事項を記録し、5年間保存しなければならない。

- ア 譲渡しをした畳床の数量
- イ 譲渡しをした相手方の氏名又は名称
- ウ 出荷年月日

第27条 規約第12条第3項第2号のカからクの事項の記録、保存については、いぐさ・七島いを譲受け畳表を製造した事業者に限るものとする。

5 畳製造販売業者は、畳表の取引相手から受渡された施行規則第20条第2項に定めのある書類及び取引伝票とともに、次の事項を記録し、5年間保存しなければならない。

- ア 畳表の仕入れ年月日
- イ 畳表の仕入枚数
- ウ 畳表の納品書番号
- エ 当該畳表を使用した畳の販売先の氏名、数量等

6 畳製造販売業者は、畳床の取引相手から受渡された施行規則第20条第2項に定めのある書類及び取引伝票とともに、次の事項を記録し、5年間保存しなければならない。

- ア 畳床の仕入れ年月日
- イ 畳床の仕入数量
- ウ 畳床の納品書番号
- エ 当該畳床を使用した畳の販売先の氏名、数量等

(委託をした場合の取扱い)

第13条 第11条から前条の規定について、他の事業者に委託して譲渡しをする事業者は、原則として委託を行った事業者が、出荷証明書又は施行規則第20条第2項に定めのある書類の作成、受渡し及び記録の保存を行うものとする。

(二重価格表示等)

第14条 畳製造販売業者は、畳工事に関して、自己の販売価格(以下「自店販売価格」という。)に当該販売価格よりも高い他の価格(以下「比較対照価格」という。)を併記して表示する場合(比較対照価格と自店販売価格の差を割引率又は割引額で表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。)は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 比較対照価格として、施行規則に定める自店平常価格又は市価とはいえない価格を用いること。
- (2) 比較対照価格として、実在する自店平常価格又は市価よりも高い価格を用いること。
- (3) 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格や割引率又は割引額の内容等について、実際と異なる表示又は曖昧な表示を行うこと。
- (4) 割引率又は割引額の適用対象となる商品が一部のものに限定されているにもかかわらず、その旨を明示しないで、当該事業者の取り扱う全商品又は特定の商品群を対象とした

第28条 規約第14条第1項第1号に規定する自店平常価格又は市価の用語の定義は、以下によるものとする。

- (1) 「自店平常価格」(「当店通常価格」、「当店旧価格」等を含む。)とは、当該畳製造販売業者における同一商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間にわたって実際に販売された価格をいう。
- (2) 「市価」(「一般販売価格」、「市場価格」、「他店通常価格」等を含む。)とは、同一商品について、当該畳製造販売業者が販売して

一括的な割引率又は割引額であることを強調した表示を行うこと。

- 2 二重価格表示を行う事業者は、比較対照価格がどのような根拠に基づくものかについて、併せて表示しなければならない。

(不当表示の禁止)

第 15 条 事業者は、豊類の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) 第 4 条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (2) 当該製品について賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞を受け、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- (3) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうすることによって、他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (4) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(おとり広告に関する表示の禁止)

第 16 条 豊製造販売業者は、チラシその他の方法により広告を行う場合は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 実際には取引する意思のない、又は取引の対象となり得ない豊について、一般消費者に購入可能であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されている豊について、その限定の内容が明瞭に記載されていない表示

(豊類公正取引協議会の設置)

第 17 条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。

- 2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第 18 条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。

いる地域内において競争関係にある事業者の相当数の者が実際に販売している最近時の価格を正確に調査した事実に基づく価格をいう。

- (2) この規約についての相談及び指導に関する
こと。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関する
こと。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事
実の調査に関する
こと。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対
する措置に関する
こと。
- (6) 会員証紙等の承認等に関する
こと。
- (7) 一般消費者等からの苦情処理に関す
ること。
- (8) 景品表示法その他公正取引に関する法
令の普及及び違反の防止に関する
こと。
- (9) 関係官庁との連絡に関する
こと。
- (10) 会員に対する情報提供に関する
こと。
- (11) その他この規約の施行に関する
こと。

(公正マーク等)

第 19 条 事業者は、店頭、チラシ等に「公正マ
ーク」、「豊類公正取引協議会会員」の表示をす
ることができる。

2 前項の表示は公正取引協議会が別に定める使
用基準によるものとする。

(違反に関する調査)

第 20 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 18 条
まで及び前条の規定に違反する事実があると思
料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、
関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見
を求め、その他その事実について必要な調査を
行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議
会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調
査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力
すべき旨を文書をもって警告し、これに従わな
いときは、10 万円以下の違約金を課し、又は除
名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第 21 条 公正取引協議会は、事業者に第 4 条から
第 18 条及び第 21 条の規定に違反する行為があ
ると認められるときは、当該事業者に対し、違
反行為を繰り返さない旨、かつ、その行為を排
除するために必要十分な措置をとるべき旨を、
文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を

第 29 条 「公正マーク」、「豊類公正取引協議会
会員」の表示を行う事業者は、このデザインを
利用して不当に顧客を誘引するような文字、図
案等の表示をしてはならない。

受けた事業者が、警告後 10 日経過後もこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁及び公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁及び公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第 22 条 公正取引協議会は、第 22 条第 3 項の規定による措置（警告を除く。）又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第 23 条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。